

2017年度 株式会社日立物流東日本 運輸安全マネジメントの情報公開  
(事業年度 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日)

本情報公開は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき実施するものです。  
(対象事業者の区分：事業用貨物自動車300両未満)

1. 輸送の安全に対する基本的な方針

輸送の安全は、CSR（企業の社会的責任）の重要な要素のひとつとして、経営トップの主導のもと、次の方針に従い、当社の全従業員が一体となって取り組んでまいります。

- (1) 当社は、運行管理体制の充実を図り、法令に定められた運行管理を適切に機能させます。
- (2) 当社は、PDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）の実践により、輸送の安全性の継続的な向上を図ります。
- (3) 当社は、全従業員に対して、安全の確保が最も重要であるという意識を教育や啓蒙活動を通して徹底させます。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況（2017年度）

(1) 交通事故の撲滅

- ①目標：軽微な事故を含めて「交通事故ゼロ」を目指します。
- ②達成状況：貨物運送事業及びこれに付帯する全ての業務において、自動車事故報告規則第2条に定める交通事故は「ゼロ」でした。

(2) 交通事故防止のための教育

- ①目標：交通事故防止のための教育を積極的に実施します。
- ②達成状況：ア. 新任操縦士教育、中堅操縦士教育、危険感受性向上を目指した危険予知訓練、ヒヤリ・ハット提案活動などを実施しました。  
イ. 操縦士の運転適性診断受診と結果に基づく面談指導、添乗指導などを実施しました。  
ウ. SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査を実施しました。

3. 輸送の安全に係る処分

2017年度において、輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分はありませんでした。

以上